

# 結城市協働のまちづくり指針

## 【改定版】

結 城 市

平成28年3月

# 目次

## 第1章 これまでのあゆみ

- 1. 指針改定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2. 協働のあゆみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

## 第2章 協働の理念

- 1. 協働の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 2. 協働の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 3. 協働の原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 4. 協働の領域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 5. 協働の形態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 6. 協働の効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

## 第3章 協働の推進に向けて

- 1. それぞれの役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 2. 推進に向けた取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

- 【用語の定義】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

# 第1章 これまでのあゆみ

## 1. 指針改定の趣旨

結城市では、市民と市が互いに良きパートナーとなり、快適で住みよいまちづくりを目指して、平成19年2月に「結城市協働のまちづくり指針（以下「指針」という。）」を策定し、市民の力を活かした様々な取り組みを通じて、市民と協働のまちづくりを推進してきました。

協働のまちづくりを実現するためには、市民一人ひとりが、社会情勢の移り変わりや市民ニーズの変化を反映させた目的を共有化して、それぞれの活動に取り組んでいく必要があります。

今回は、初版の指針策定から9年目を迎え、大きく変化する現代社会への対応や将来的な人口減少を見据えて、現行指針の内容を見直し、誰もが住みよいまちづくりの実現を目指して指針の改定を行います。

## 2. 協働のあゆみ

本市では、協働のまちづくり推進に向け、組織の設置や事業の制度化など、次のとおり体制づくりを進めてきました。

### 【市の計画・制度・事業等の経緯】

- 平成 17 年度 ・ 第 4 次結城市総合計画後期基本計画における基本姿勢のひとつとして「市民と行政との信頼関係がつくる協働」が定められる。
- 平成 18 年度 ・ 市民と市が良きパートナーとなり、協働のまちづくりを進めるため「結城市協働のまちづくり指針」を策定する。
- 平成 19 年度 ・ 協働を担当する部署として「まちづくり推進課」を新設する。  
（市長公室内）
- ・ 市民の意見及び提言を積極的に反映させるため「結城市協働のまちづくり市民会議」を設置する。
  - ・ 市が取り組む具体的な事業を取りまとめた「結城市協働のまちづくり推進計画」を策定する。
  - ・ 環境美化に対する市民意識の高揚を図るため「結城市環境美化パートナーシップ事業」を制度化する。  
（道路、公園その他の公共施設の環境美化活動の支援）
  - ・ 市民の学習機会の充実を図るとともに、市民参画による協働のまちづくり推進を目的として「結城市ふれあい出前講座」をはじめめる。
- 平成 21 年度 ・ 「まちづくり推進課」から「協働推進課」に名称を変更する。  
・ 市民活動の活性化を図るため「結城市協働のまちづくり補助金事業」を制度化する。
- 平成 25 年度 ・ 協働のまちづくりの拠点施設として「市民活動支援センター」を設置する。（協働推進課と企画政策課女性政策室を統合）  
・ 協働のまちづくりを円滑に推進するため「結城市協働推進員」を設置する。（市の各部署代表者により構成）  
・ 市民活動支援センター登録団体の交流を目的として「交流サロン事業」をはじめめる。
- 平成 26 年度 ・ 地域の課題をビジネス的手法により解決することを目的に「コミュニティビジネス支援事業」をはじめめる。
- 平成 27 年度 ・ 協働のまちづくりに係る指針、施策及び計画の調査・研究を目的として「結城市協働のまちづくり推進委員会」を設置する。

## 第2章 協働の理念

### 1. 協働の必要性

以前は、公共的サービスの多くを行政が担ってきました。しかし、社会経済情勢が大きく変化する中、複雑化・多様化した地域課題・市民ニーズに対し、行政だけでは対応が困難になっております。また、地方分権の進展により、地方が地域の特性を活かした自主的なまちづくりが求められています。

これらを背景として、結城市では平成19年2月に「結城市協働のまちづくり指針」を策定しました。

指針策定後は、指針に定められた方針に基づき、専門の部署となる「市民活動支援センター」の設置や各種支援事業の制度化など、協働の体制や制度を構築してきました。

しかしながら、行政に期待されるサービスの需要はますます増えており、近年では、各主体を結ぶコーディネート機能なども求められています。

硬直化する市の財政状況に加えて、将来的な人口減少を迎えるにあたり、市民が安心して豊かに暮らせるまちにするためには、地域におけるあらゆる主体が、それぞれの特性を活かし、協力して地域の課題解決に取り組んでいく必要があります。

### 2. 協働の定義

#### (1) 協働の定義

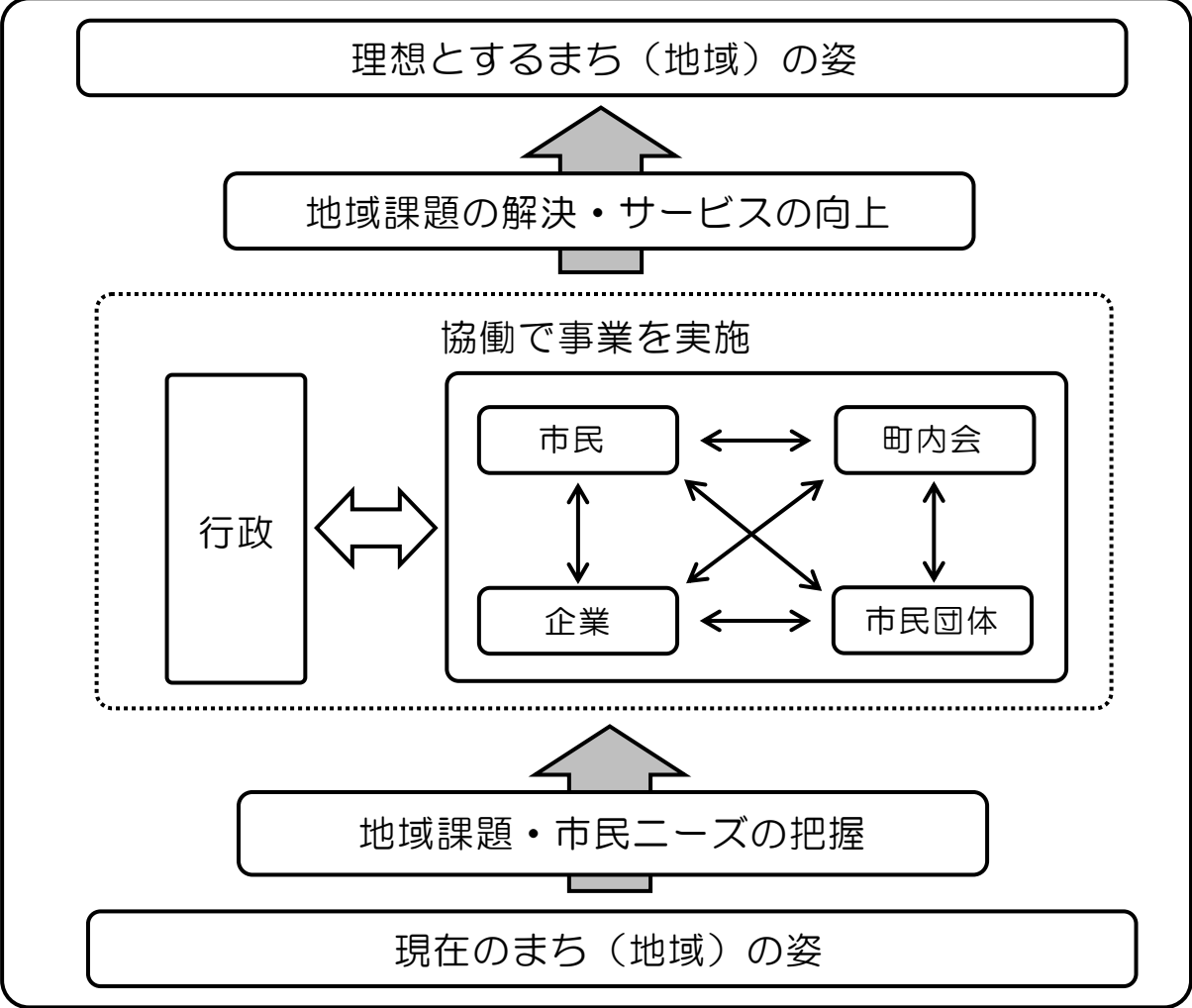
協働とは、本来「同じ目的のために協力して働くこと」と定義されていますが、2つ以上の主体が、「同じ目的」に向かって「協力」しながら進んでいくことになります。

本市においても、誰もが安心して暮らせる魅力あふれるまちづくりを目指し、「協働の定義」について、次のように定めます。

#### ～協働の定義～

市民、企業及び行政をはじめとした様々な主体が、それぞれの特性や強みを活かして、お互いを尊重しながら対等なパートナーとなり、地域における課題を自主的に解決するため協力して取り組んでいくこと。

協働のまちづくりのイメージ



(2) 協働の主体

協働を担う主体は、次のとおりに区分されます。協働は、それぞれの特性を知り、十分に活かして進めていくことが必要です。

協働の主体	定義
市民 (個人としての市民)	市に在住・在勤・在学するなど、本市に関係するすべての個人
町内会・自治会	町内会・自治会などの地縁による団体
市民活動団体	NPO、市民活動団体、ボランティア団体などの団体
企業	企業、事業所など
行政	市などの行政機関

### 3. 協働の原則

協働を円滑に進めていくためには、以下の7つのルール（基本原則）を定め、これらをお互いに理解し連携することが必要です。

#### （1）目的共有の原則

お互いが「何のために協働で行うのか」という目的を明確にし、目的を共有していくことが大切です。

#### （2）相互理解の原則

お互いの立場や特性が異なるため、長所や短所も含めて相手のことを尊重し、信頼関係を築くようにします。相手の考え方を理解し、協力して活動することで、協働がスムーズに行われ高い成果が得られます。

#### （3）対等の原則

協働は、お互いの合意により行うものであるため、上下の関係がなく、対等な関係にあって、力を合わせることでより成立します。

#### （4）役割分担の原則

お互いが主体性を持ち、それぞれの特性を発揮して協働を進めていくためには、双方が果たすべき役割や責任の分担を明確にすることが必要です。

#### （5）自主・自立の原則

お互いがそれぞれの特性や立場を活かして、主体的に地域の課題を解決していくためには、パートナーに依存することなく自立し、それぞれの自主性を尊重することが必要です。

#### （6）検証・評価の原則

協働をさらに発展・改善させるためには、協働で行った事業を検証・評価し、より成果を高められるようにします。

#### （7）情報公開・共有の原則

協働を進めるためには、お互いの情報を公開するとともに、情報を共有することが必要です。また、情報の公開は、新たなパートナーが協働の取り組みに参画する環境づくりにもつながります。

## 4. 協働の領域

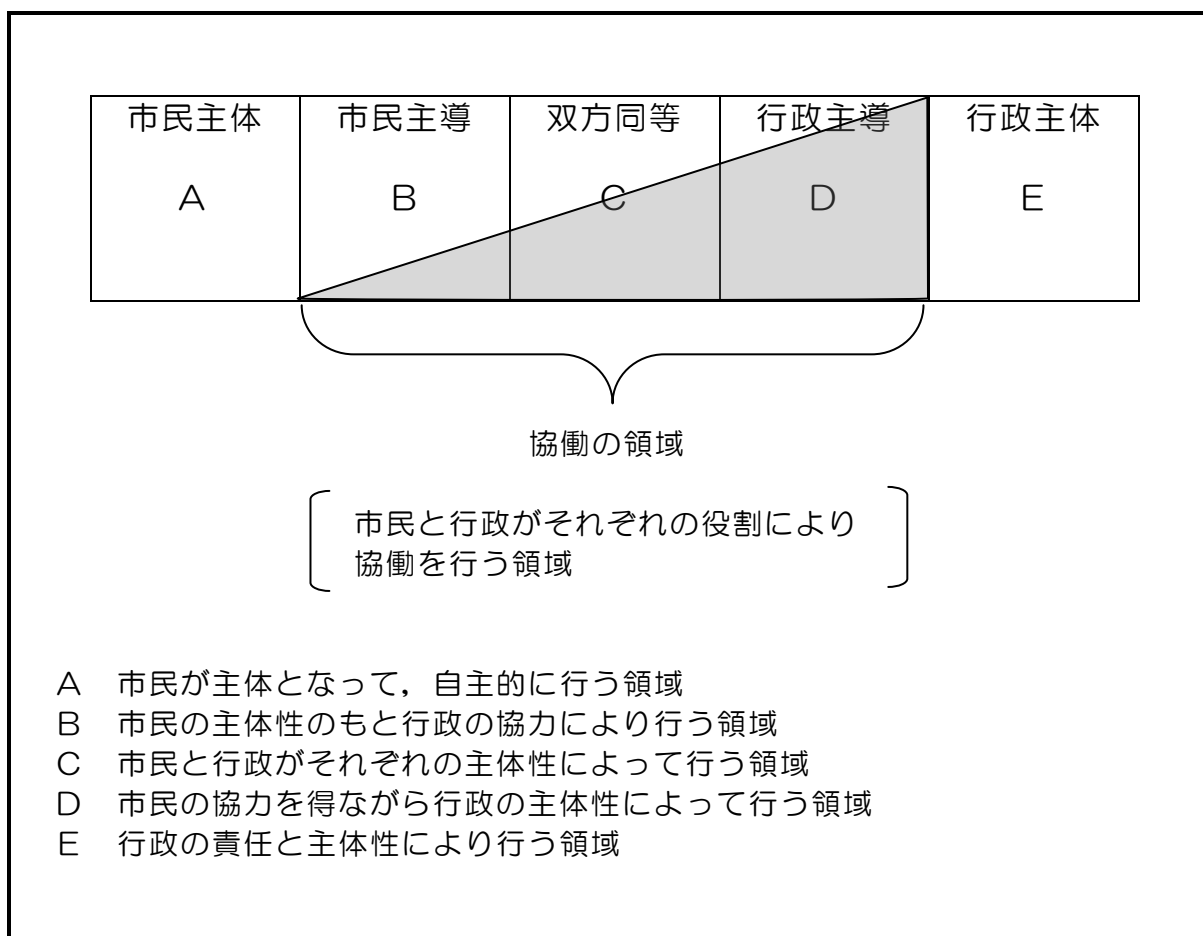
市民と行政の協働に関する活動領域は、図に表すと次のような関係になります。

それぞれの領域のなか、お互いの特性を活かしながら協働にふさわしい事業の領域（B・C・Dの区分）を協議し、実践していきます。

なお、Aの区分の領域については、必要に応じて、Bの区分に移行するべきか検討し、Eの区分の領域については、市民の参加や情報の公開について検討して取り組むこととします。

また、実際に協働により事業を実施していく際には、市民と行政がそれぞれの役割や責任の分担など、合意のもとに取り組むべきであり、お互いの知識、技術及び経験を活かして、効果的かつ効率的に行うことが重要です。

【市民と行政の協働の領域イメージ図】





## 5. 協働の形態

協働の形態には様々なものがあり、どのように実施するかについては、協働の目的や内容及びパートナーによって、より効果が高く効率的な協働となるように、形態を選択することが重要です。

協働の形態	内 容
補助・助成	市民が事業主体となる公益的な事業に対し、行政が財政的な支援を行うものです。
後援	市民が主体的に行う事業に対し、その趣旨に賛同し、後援者として行政の名義の使用を承認するものです。社会的信用性により、事業が効果的になります。
共催	市民と行政が共に主催者となって事業を実施するものです。単独主催よりも、お互いの特性が活かされ内容が充実します。
事業協力・協定	市民と行政が、一定期間を継続的に協力して事業を実施するものです。事業の目的や役割分担などを取り決めて協力するため、協働の啓発や意識の高揚につながります。
実行委員会・協議会	行政を含めたさまざまな協働の主体が集まって新たな組織をつくり、主催者となって事業を行います。
情報交換・交流	お互いの情報の提供や意見交換を行い、情報の共有化を図ります。
企画立案・計画策定への参画	行政の事業の企画や計画に、市民の知識、経験及び情報等を反映させるため、審議会や委員会に委員として参加してもらいます。
委託	行政が担う仕事（全部または一部）を市民に委託するものです。受託者の専門性など特性を活かして、より効果的できめ細かいサービスの提供が行えます。

## 6. 協働の効果

市民、市民活動団体、企業及び行政がそれぞれの特性を活かし、協働を行うことにより、多様な主体の参加機会が拡大し、活動が活性化されて、次のような効果（メリット）が期待されます。

### （1）市民への効果

- 質の高い公共サービスを受けることができます。
- 自らの多様な知識や経験をまちづくりに活かすことができます。
- 地域の課題に取り組むことは、地域に対する関心を高め、課題の発見や解決につながるとともに、地域に対する誇りや愛着心が醸成されます。

### （2）市民活動団体への効果

- 活動の場や機会が広がり、組織の活発化や充実を図ることができます。
- 多様な主体との協働により交流が図られ、活動の幅が広がります。

### （3）企業への効果

- 企業の社会貢献活動や地域活動は、社会的理解や信用を高めることにつながります。

### （4）行政への効果

- 地域の課題に対応する、市民ニーズに合ったきめ細かなサービスを提供することが可能になります。
- 協働の取り組みにより、事務事業の効率化や職員の意識改革が図られます。

## 第3章 協働の推進に向けて

理想とするまち（地域）の実現に向けて、協働によるまちづくりを進めていくためには、主体となるそれぞれが、協働の理念と事業の目的や課題を共有し、それぞれの特性や強みを活かして役割を分担し、対等な立場で課題解決について共に考え、取り組むことが必要です。

そして、これまでの取り組み内容や成果を検証し、改善していくことで、協働の取り組みがより効果的になります。

### 1. それぞれの役割

協働を進めていくため、関係する各主体には、次のような役割が求められます。

#### （１）市民の役割

地域住民の一人として、地域社会に関心を持ち、自治活動や市民活動への理解と連携を深め、地域の活動に積極的に協力することが大切です。

#### （２）市民活動団体の役割

NPO、ボランティア団体などの市民活動団体は、専門性・先駆性・機動性を発揮し、社会的使命や活動内容を積極的に発信するとともに、地域の課題解決に向けて自らの活動を実践していくことが大切です。

#### （３）地域コミュニティの役割

地縁により組織された地域コミュニティは、個人では解決が困難な課題に対して、助け合いの精神を発揮し、課題の解決が図られる地域づくりに努めることが大切です。

#### （４）企業の役割

企業は、地域社会を構成するメンバーとして、専門的な知識や技能を社会貢献活動を通して、協働のまちづくりに積極的に寄与することが大切です。

#### （５）市長の役割

市長は、市の代表者として住みよいまちづくりの実現を図るため、市政を運営することが大切です。

## (6) 市議会の役割

市議会は、市内の様々な公共的課題を解決していくため、市民の意見がまちづくりに反映されるよう努めることが大切です。

## (7) 行政の役割

市民および行政職員の協働意識の醸成に努めるとともに、市民がまちづくり活動を行いやすい環境づくりや支援体制の整備に努めることが大切です。

市政に関わる情報を提供して、市民との情報共有を図るとともに、計画策定などに市民が積極的に関われる体制を整えることが大切です。

行政職員は、協働をコーディネートできる能力を高めることや、地域のまちづくりに参画する体験を重ねていくことが大切です。

## ※【市民活動支援センターの役割】

### ①情報の発信・交流

- ・地域や諸活動の情報を収集し提供する。
- ・登録されている団体等の活動を紹介する。

### ②市民参加の窓口

- ・協働に関し、市の担当部署との連絡調整を行う。

### ③場の提供と交流

- ・活動拠点となる会場、機材などを貸し出す。
- ・交流事業を実施し、団体間のコーディネートを行う。

### ④協働の推進

- ・市民や団体間の活動のコーディネートを行う。
- ・協働に関する企画、提案を行う。

### ⑤活動の支援

- ・活動に関する支援を行う。

## 2. 推進に向けた取り組み

本市では、指針を策定してから行政の役割として、様々な取り組みを行ってきました。今後さらに推進していくため、次に掲げる方針により協働に取り組みます。

### (1) 情報の提供・共有

協働は、各主体の自主性と相互の信頼により行われるべきものであり、情報の提供と共有が重要な要素となります。また、情報を広く提供していくことは、協働に関する市民の理解を広めるとともに、協働の新たな担い手を増やすきっかけづくりにもつながります。

これらを踏まえ、市政や地域に関する様々な情報や協働に関する市民団体及び企業の活動状況など、広報紙、ホームページ、SNS及び報道機関等を活用し、情報の提供・共有を図ります。

### (2) 市民参画等機会の提供

市民参画及び市民参加は、市民と行政との距離間を縮める手法のひとつであり、協働の関係を築く基礎になります。市民参画は、市の政策・施策などの計画を策定する過程において、市民の意見を反映させるものであり、市民参加とは、市民が活動等を通じ、まちづくりに加わることになります。

市民にとって、より住みやすい地域を築いていくためには、市民の意思に基づく市政運営と市民主体のまちづくりが求められています。

本市では、市民の持つ知識、経験及び能力を活かし、より多くの市民の意見を市政に反映できるように、市民参画等の拡充を図ります。

### (3) 人材の育成

#### ①市民

市民活動団体等が活動するうえで、課題のひとつに人材の問題があります。

地域づくりや地域課題の解決に取り組んでいくためには、実際に担い手となる人材の確保に加え、物事を調整しまとめる役目となる「コーディネーター的人材」を育成することが必要です。

本市では、これまでも市民講座や講演会等を開催して、人材の育成に取り組んできましたが、協働の担い手や地域のリーダーとなる人材の育成を図るため、更に学習の機会を提供していきます。

#### ②市職員

協働の事業は、行政においても複数の部署にまたがるテーマで活動されるケー

スが多く、協働に対応した横断的な組織の連携が必要です。

また、協働をより効果的なものとするためには、職員一人ひとりが協働に対する理解を深め、協働の手法を身につけていくことも大切です。

職員も地域においては、市民のひとりとなります。職員は、このことを常に意識し、市民感覚を持ちながら、率先して地域づくりに参加する姿勢が求められます。

これらのことから、職員の意識の向上を図るため、研修を積極的に取り入れるとともに、職員が市民との信頼関係を構築するように努めます。

#### (4) 活動の支援

公益的な市民活動を行う団体等については、多様化・高度化する市民ニーズへの対応の必要性や市民意識の高まりなどから、これまで以上に公共の担い手としての役割が求められています。

市では、市民活動を促進するため必要な支援を行うとともに、各主体の連携を図るコーディネート機能の充実、ネットワーク構築につながる交流機会の提供を図ります。

#### (5) 協働の検証・評価

協働による事業を実践し、より良いものにしていくためには、協働による取り組みが効果的に行われているか、検証及び評価し、その結果を次の協働に反映させていくことが必要です。

協働の検証及び評価については、事業の成果だけではなく協働のプロセスについても評価することが重要です。また、協働による活動がそれぞれの主体にとってどのような成果を得たのか、問題点や課題はなかったかなど、互いの評価を共有し合うことも、今後のより良い協働へつなげていくためには重要であると考えられます。

これらを踏まえ、本市では「結城市協働のまちづくり推進計画」の策定及び進捗管理を行い、協働の取り組みを検証・評価いたします。

## 【用語の定義】

### (1) 環境美化パートナーシップ事業

道路や緑地などの公共的な場所を、市民・企業及び団体等がボランティアで清掃・除草などの環境美化活動に取り組む際、合意に基づいて市が必要な支援（消耗品提供・活動保険加入）を行う事業です。

### (2) ふれあい出前講座

市民が開催する集会等に市の職員が伺い、市の業務や施策等を説明するもので、市政に対する理解を深めてもらうとともに、学習機会の充実を図ることを目的にしています。

### (3) 市民活動支援センター

公益的な社会貢献活動を行っているボランティアやNPO、市民団体のほか、これから活動を考えている人たちの拠点とするため、市が設置した施設です。

### (4) コミュニティビジネス

地域（コミュニティ）等におけるニーズや課題をビジネスの手法により解決するものです。

### (5) NPO

Non-Profit-Organization の頭文字をとった略称で、法人格の有無に関わらず、市民活動団体やボランティア団体など一定のテーマを持って公益的な活動を行う、営利を目的としない団体を言います。

### (6) SNS

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略称であり、インターネット上で人と人とのつながりを電子的に構築するサービスです。主なものとしては、「Facebook（フェイスブック）」や「Twitter（ツイッター）」などがあります。

### (7) パブリックコメント

市が計画の策定や条例の制定を行うときに、その案を公表して意見を求める手続きを言います。

### (8) 交流サロン事業

市民活動支援センターに登録している団体が集まり、テーマに沿ってグループワークや活動の情報交換を行い、スキルアップや団体間の交流を深める事業です。